

いわき市監査委員事務局 御中

令和7年5月20日

  
長岡 裕子  
電話：090-2025-5005

令和7年4月21日付提出いわき市職員措置請求書に関する  
追加資料の提出

この度、表題につきまして、以下の通り追加の資料を提出いたします。

- 1：文書  
令和7年4月21日付提出いわき市職員措置請求書に関する補足および  
追加資料について
- 2：追加資料1  
令和7年4月21日提出資料4「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」に関するア  
ンケート回答②
- 3：追加資料2  
「(仮称)株式会社ふらゆもり」設立について

令和7年4月21日付提出 いわき市職員措置請求書に関する補足および追加資料について

- 1： 提出資料4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートに関して、提出時に回答のなかった3件のうち一件より回答を得られたため、この回答を⑳として新たに提出する（資追加料1）。
- 2： 提出資料4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートに関するアンケート文において「株式会社ふらゆもり主催で」と示された一文は、回答者に業務の案内・発信者を理解しやすくするためであったが、本来はいわき市主催であることが不明瞭であったことが懸念されるため、後日に口頭による追加の聞き取り調査を実施した。  
その調査内容と結果は以下の通りである。

(1) 聞き取り内容

- 令和6年8月5日から実施したアンケートについての追加質問として、株式会社ふらゆもりからの案内で、いわき市が実施した同様の会合があったか。
- 株式会社ふらゆもりを知っているか。

(2) 回答日と回答者および回答内容

- 令和6年12月7日 回答者⑬ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和6年12月7日 回答者⑰ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年4月9日 回答者⑮ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月17日 回答者① 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月17日 回答者⑦ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月17日 回答者⑧ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月17日 回答者⑳ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月16日 回答者⑨ 無い。株式会社ふらゆもりを知らない。
- 令和7年5月18日 回答者㉑ 無い。現在は株式会社ふらゆもりという名前のみ知っている。
- 令和7年5月19日 回答者③ 無い。

- 3： 提出資料4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートの回答者数名に、その後の移転計画等について口頭で聞き取り調査を実施した。  
その調査内容と結果は以下の通りである。

(1) 聞き取り内容

- 店舗移転先についてのその後の状況。説明は誰によってどのように実施されたか。

(2) 回答日と回答者および回答内容

- 令和7年4月9日 回答者⑮  
何も決まっていない。店舗の仮設場所も不明瞭になった。いわき市職員が来店して話していた。

令和7年5月17日 回答者①

何も無い。

令和7年5月17日 回答者⑦

地権者が土地を売却するとなり、今後が全く不透明になった。いわき市からは店舗の仮設場所が無くなったと言われた。補償問題や資金の問題があり大変困っている。

令和7年5月16日 回答者⑨

この事業によって被る不利益がどんどん大きくなるので大変憤っている。いわき市職員の来店により説明。

令和7年5月17日 回答者⑧

店舗の仮設場所が変更になったと言われた。新たな場所なのか既存空き店舗なのかは不明。いわき市職員が来店により説明。

令和7年5月19日 回答者③

新しいテナントビルができてから仮移転無しに移転できると聞いた。しかしそのスペースや家賃などが決まっておらず、民間同士の交渉には立ち入れないといわき市より回答。詳細がわからず困惑している。

3のこれらの回答では、以前に株式会社ふらゆもりを知らないと言った回答者らがいわき市から直接店舗の仮設場所等の説明を受けたことが分かる。

このことは、いわき職員措置請求書1(3)②で述べた、令和7年4月18日15時にいわき市庁舎6階都市計画課で実施の高木篤史氏と福田燎平氏との面談において口頭で示された、株式会社ふらゆもりに委託したこの業務における対象となる「既存店」は、特定の事業所ではなく業務対象エリアの全ての事業者等を対象にしていたという説明を補完していることが分かる。

- 4： 提出資料2常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書の「(1)既存店および新規出店事業者等との勉強会」「●共同建て替えに関する権利者勉強会」では「情報提供があり(下表)(提供元はいわき市と令和7年4月18日確認)、そのうち■■を除いた権利者■■名にお集まり頂き、共同建て替え店舗に関する勉強会を開催した」と書かれていることから、作為的に権利者を排除したことがわかる。

なぜ「作為的」かといえば、措置請求書1(3)②で示した通り、この業務は、業務対象エリアの全ての既存店を対象としているからであり、仮にこの排除に正当な理由があるとすると、その理由を権利者であるほとんどのアンケート回答者に説明されていないからである。

加えてこの対象者の前提が「共同建て替えエリアへの移転を希望している■■者」と示されているにも関わらず、さらなる選別が作為的に行われたことが伺える。

なおこの時出席を要請した権利者で当日欠席した者に対しては個別に説明したといった、同じく権利者である多くのアンケート回答者には実施されなかった手厚い手続きが為されたことが示されている。

この「協議内容」の中で「権利者の皆さんの事業を如何にして継続していくか様々な検討を行うために、今回業務委託を受ける運びとなりました。」として、既存事業者の事業継続の重要性を述べており、かつ自身が受託事業者であることも紹介している。

更に同報告書の総評では、受託企業代表取締役である渡辺大輔氏が、「既存商店の事業継続を掛けた共同建て替え事業の重要性がますます高まっていることを実感しております。」と述べている。

こうした既存店の重要性への言及、そして事業者の作為的な排除の痕跡、これに加えてアンケート結果も照合してみれば、業務の特記仕様書の業務不履行や、ほとんどの既存店がないがしろにされている実態との矛盾を指摘せざるを得ない。

よって、この業務報告書は虚偽であるか、あるいは特定の営利企業や特定の権利者に向けた、甚だ公正性に欠ける業務であった疑いが強いと考える。

- 5： 4月21日提出資料2常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書の「共同建て替え事業 地権者ヒアリングシート」No. 1-2には「小林家がどの様に事業を展開していく希望を持っているのかを中心にヒアリング」とあり、アンケート回答⑤の権利者であることがその回答内容からもわかる。

このとき、⑤と同様の条件の権利者が排除されていることがアンケート回答者にいることから、参加者の作為的な選別があったことが伺われる。

同ヒアリングシート2-2①では「...今後■■、および■■がどのように事業を展開していく希望を持っているのかを中心にヒアリング」とあり、先の「小林家」という明示とは対照的に、意図して事業者名が隠されていることが分かる。

さらに2-4、2-3で複数回出てくる「家族会議」といった文言より、企業ではなく個人の権利者への言及であることが推察され、小林家あるいはアンケート回答既存店以外の地権者の関与を知ることができる。

このことから、金機関や不動産業社だけでは無いことがわかり、やはり参加者の作為的な選別があったことがうかがわれる。

- 6： 同ヒアリングシート5-3では、「市（都市整備課・都市計画課）■■を訪問...」とあることから、いわき市職員によるこの業務の実務実施への関りが伺い知れます。

ここでは、いわき市は株式会社ふらゆもりによる作為的な権利者の選別、あるいは排除を認識していたのではないかと考えられ、不当な業務の共謀が疑われる。

- 7： 同ヒアリングシート3-2には「受注者 渡邊、小泉、箱崎、小山、」といった株式会社ふらゆもりの取締役の名前と、株式会社マイロックチョコレーツの渡部（再委託事業者）の他に「楠、松原、」といった氏名が見られる。

これらは株式会社ふらゆもりの設立発起人に名を連ねた、じょうばん街工房21の会員であると見られる。楠氏はじょうばん街工房21の部会長、楠正継氏で、松原氏は同会事務局次長の松原兼宏氏と思われ、資料16および、追加資料2（仮称株式会社ふらゆもり設立について）によって確認される。

このことで、株式会社ふらゆもりはじょうばん街工房21役員とその構成人員を同じくするものであることがより明らかであると同時に、追加資料2の図説において、じょうばん街工房21と「表裏一体」と示されていることで、任意団体じょうばん街工房21を隠れ蓑にしていわき市からの公共事業受託を前提とした営利企業であると考えられ、法人設立の不当性の無自覚と厚かましさに驚かされる。この図では、いわゆる「中抜き事業者」が二重に存在することを示しているといっても過言ではない。

そしてこれらは職員措置請求書1（3）⑨-1）に示した、株式会社ふらゆもりがいわき市の要請で設立したことの裏付けでもあるといえる。

なお「滝口」氏については不明。

- 8： 変わって、店子ヒアリングシート参②-1および2では、「ふらゆもりの活動と今後の店舗についてのヒアリング」「電話にて（受注者 渡邊）共同建て替えに関する様々な検

討を行うために現在の賃料を知りたい」とある。仮に対象となるすべての既存店にヒアリングを実施したとして、その際、実施者の渡邊氏は、自身の「受託事業者である株式会社ふらゆもり」といった身分を明示して実施したのであれば、それが周知されていないことから、アンケート回答者の多くが業務の対象とされていないことが分かる。

あるいは身分を明かさず実施したのであれば、公正であるべき公共事業の業務とはとうてい言えない業務実態であったことの裏付けとなる。

以上、令和7年4月21日提出いわき市職員措置請求書に関する補足および追加資料として提出する。

提出者

住所

氏名 長岡 裕子

令和7年5月20日

於、住民監査請求人の陳述の機会

※5月27日文体修正「ですます」「だ」調整



各位

令和7年5月4日

長岡裕子

電話0264-84-7115

### アンケートのお願い

猛暑が続きますが、みなさまお変わりはないでしょうか。

今般、いわき市における湯本駅周辺土地区画整理事業計画が進められていることはご存知かと思えます。そこでこの事業が、市民のための公正なものであるかを確認し、事業についての情報の共有や行政への意見提出のために、大きく関わりのある周辺の住民、事業者の方々にアンケートを実施させていただきたく存じます。

このアンケートの結果につきましては、行政等公益に資するものみに活用させていただき、記入いただきました個人情報につきましては、目的外利用は一切いたしません。

なおこの書面は、当該地で事業をされている方や関連する事業者様に対面で（ご不在の時はポストに投函いたしました）お渡ししております。

お手数をおかけいたしますが、より良い市民生活のためにもご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

※ご回答は8月9日に回収にうかがいます。当方住所の [REDACTED] のポストに投函いただいてもかまいません。

↑  
5月17日(土)に回収済み